

聖籠町告示第68号

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年8月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する告示

聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「第1号事業支給費」という。)」を削る。

第6条第2項中「法第59条の2柱書に規定する」を「法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の」に、「法施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等」を「居宅要支援被保険者等（法施行規則第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。次項において同じ。）（次項に規定する居宅介護支援被保険者等を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の聖籠町介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の規定は、この告示の施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受けた第1号訪問事業及び第1号通所事業

に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。